

個人住民税(市民税・県民税)、 軽自動車税改正のお知らせ

問い合わせ 市民税課

☎229-3130(住民税に関すること)

☎229-3129(軽自動車税に関すること)

FAX 229-3331(共通)

個人住民税(市民税・県民税)の改正点

◆個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充

個人住民税における住宅ローン控除が次のように延長・拡充されました。

居住開始年月	現行	改正後	
	平成25年12月以前	平成26年1月～3月	平成26年4月～平成29年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5% (最高9万7,500円)	所得税の課税総所得金額等の5% (最高9万7,500円)	所得税の課税総所得金額等の7% ^(※) (最高13万6,500円)

※住宅の取得対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が、8%または10%である場合に適用となります。(それ以外の場合は現行と同様です)

個人住民税における住宅ローン控除とは

所得税から控除しきれなかった額を、上記控除限度額の範囲内で住民税から控除するものです。

◆上場株式等の配当所得および譲渡所得等に係る10%軽減税率の廃止

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率10%(所得税7%、住民税3%)の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止されました。平成26年1月1日以降は本来の税率20%(所得税15%、住民税5%)が適用されています。

軽自動車税の税率変更

地方税法改正により、平成27年度から軽自動車税の税率が変わります。

◆原動機付自転車、二輪車および小型特殊自動車

平成27年度課税から次の車種について新税率が適用されます。



車種区分	税率(年税額)		
	現行 平成26年度まで	改正後 平成27年度から	
原動機付自転車	第1種(50cc以下)	1,000円	2,000円
	第2種乙(50cc超90cc以下)	1,200円	2,000円
	第2種甲(90cc超125cc以下)	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽自動車	二輪(125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円
二輪小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

◆三輪および四輪以上の軽自動車

平成27年度課税から次の車種について、「最初の新規検査」の年月によって新税率が適用されます。

車種区分	税率(年税額)			
	(ア) 平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両	(イ) 平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両	(ウ) 最初の新規検査から13年を経過した車両(平成28年度課税～)	
三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
軽自動車 四輪以上	乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物 自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	貨物 営業用	3,000円	3,800円	4,500円

(ア)…現在の税率から変更はありません。ただし、最初の新規検査から13年を経過した車両は平成28年度課税分から(ウ)の新税率が適用されます。

(イ)…新税率が適用されます。

(ウ)…平成28年度課税より、最初の新規検査から13年経過した三輪および四輪以上の軽自動車については、税率が引き上げられます。(ただし、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引自動車を除く)



最初の新規検査について

「新規検査」とは、今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を、新たに使用しようとするときに受ける検査です。最初の新規検査年月は自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。なお、中古車の新規検査や継続検査(車検)は最初の新規検査には該当しません。

●自動車検査証での確認方法

最初の新規検査年月

番号 00000 自動車検査証 平成 年 月 日 軽自動車検査協会

車 両 番 号	交 付 年 月 日	初 度 検 査 年 月	自 動 車 の 種 別	用 途	車 体 の 形 状
	平成 年 月 日	平成 年 月			
車 台 番 号	乗 車 定 員	積 載 容 量	車 高 重 量	車 間 距 重 量	長 さ 幅 高 さ
車 名	型 式	原 動 機 の 型 式	燃 料 の 種 別	前 軸 重 後 軸 重	型 式 指 定 番 号 類 別 区 分 番 号